

世田谷区

■住宅購入支援

制度名 ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。

■家賃助成

制度名 ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。

■改修助成

制度名	耐震支援制度
URL	http://www.city.setagaya.tokyo.jp/O30/pdf/17130_1.pdf
対象	<p>■耐震診断（木造住宅）の対象となる建築物 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅（戸建て住宅・長屋建て住宅・共同住宅）であること ・2階建て以下で在来構法またはツーバイフォー工法であること <p>■耐震改修工事助成（木造住宅）の対象となる工事 以下の条件をすべて満たしている工事が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の助成による耐震診断の結果、構造評点が0.7未満の住宅を1.0以上とするよう耐震改修工事を行うもの ・防火地域外、都市防災総合推進事業区域外、延焼遮断帯形成事業区域外にあること ・建築基準法に適合していること <p>※木造住宅以外の助成内容等については上記URLをご参照ください。 ※建て替え、増築の場合は耐震改修計画・設計、耐震改修の助成対象となりません。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>■耐震診断（木造住宅）：区が診断士を無料で派遣 ■耐震改修工事助成（木造住宅）：設計・工事監理費用を含め、上限100万円を助成 ※木造住宅以外は、構造、用途、地域によって助成内容は異なります。</p>
申し込み期間など	必要書類をお持ちのうえ、窓口で事前相談におこしください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	建築調整課 耐震促進担当 03-5432-2468
制度名	分譲マンション耐震改修アドバイザー派遣
URL	
対象	区で実施している建築物耐震診断助成を受け、耐震改修工事が必要となる分譲マンションの管理組合等
制度内容	耐震改修工事が必要となる分譲マンションの管理組合等に対して、専門的立場から相談や助言等を行う耐震改修アドバイザーを無料で派遣（4回程度）し、区分所有者間の合意形成等が図られ、工事がスムーズに実施されるようにする。
申し込み期間など	
備考	
担当部署と連絡先	建築調整課 耐震促進担当 03-5432-2468

制度名	木造住宅耐震改修訪問相談
URL	
対象	区で実施している木造住宅耐震診断を受け、耐震改修工事が必要となる住宅の所有者
制度内容	建築の専門家による耐震についての無料相談（2回まで）
申し込み期間など	
備考	
担当部署と連絡先	建築調整課 耐震促進担当 03-5432-2468
制度名	資産活用型木造住宅耐震改修工事の融資事務経費の助成
URL	
対象	以下のすべてに該当するもの ①満60歳以上の方がお住まいの木造住宅 ②区で実施している木造住宅耐震診断支援等を受け、耐震補強工事が必要となる建築物 ③建築基準法令に違反をしていない建築物 ④区民税を滞納していないこと
制度内容	住宅金融支援機構への融資事務手数料及び（財）高齢者住宅財団への事務手数量の一部を助成。限度額は22万円。
申し込み期間など	
備考	
担当部署と連絡先	建築調整課 耐震促進担当 03-5432-2468
制度名	家具転倒防止器具取付支援
URL	
対象	次のいずれかに該当する方のいる世帯 ①満65歳以上の方 ②障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方 ③要介護状態区分3～5の要介護者等
制度内容	家具転倒防止器具取付施工者を派遣して、取付工事費等に対して2万円まで助成
申し込み期間など	郵送申込み
備考	支援は該当する住戸につき1回までです。
担当部署と連絡先	建築調整課 耐震促進担当 03-5432-2468

平成22年6月4日時点の情報です。